改正後	改正前
（見積り） **第三条**　（略） 2　（略） 3　前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。 4～6　（略） 7　当店は、見積書に記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。 （解約手数料又は延期手数料等） **第二十一条**　当店が、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷送人の責任によるものであって、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前々日、前日又は当日に行われたときに限ります。ただし、第三条第七項の規定による確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。 2　前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。 一　見積書に記載した受取日の前々日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積運賃等（料金にあっては、積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限る。次号及び第三号において同じ。）の二十パーセント以内 二　見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積運賃等の三十パーセント以内 三　見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積運賃等の五十パーセント以内 3・4　（略）	（見積り） **第三条**　（略） 2　（略） 3　前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み又は取卸し作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。 4～6　（略） 7　当店は、見積書に記載した荷物の受取日の二日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。 （解約手数料又は延期手数料等） **第二十一条**　当店が、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷送人の責任によるものであって、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前日又は当日に行われたときに限ります。ただし、第三条第七項の規定による確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。 2　前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。 （新設） 一　見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積書に記載した運賃の十パーセント以内 二　見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積書に記載した運賃の二十パーセント以内 3・4　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成三十年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前に見積書が発行された引越運送及びこれに附帯するサービスに係る標準引越運送約款、標準貨物自動車利用運送（引越）約款及び標準貨物軽自動車引越運送約款については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第百二十八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第八条第六項及び第七項並びに第五十七条並びに道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）別表第一備考第四号及び第五号の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一